

家庭の「ごみ」を野外で「燃やす」ことは法律で禁止されています。

平成14年1月17日「廃棄物処理法」が改正されたことにより、家庭から出る「ごみ」を焼却することは禁止されました。

野外焼却の行為は、法律では、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金または併科が科せられることとなっています。

家庭ごみを燃やすと、近所に「灰」などが飛散し、洗濯物が汚れたり、強い「悪臭」がして大変迷惑なものです。また、塩化ビニールなど塩素を含むごみの焼却は、ダイオキシン類の濃度が高くなる恐れがあるといわれており危険です。ごみは指定された方法で適正に処分してください。

※なお、次のような場合は、例外となっています。

◎風俗習慣上又は、宗教上の行事によるもの

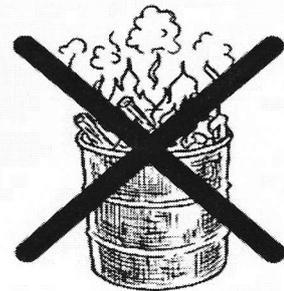
正月のしめ縄、門松等を焼く行事

◎農業・林業を営む為のもの

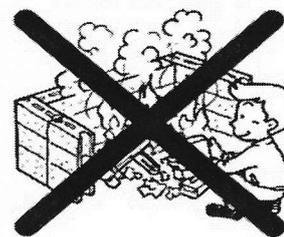
畔の草焼き・刈り草の焼却

◎日常生活を営む上で軽微なもの

落ち葉焼き・焚き火・キャンプファイヤー



ドラム缶



ブロック積み

例外となる場合でも、煙や臭い等が近所の迷惑となる場合には、焼却を中止していただくこともあります。